

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）
試験科目：民事訴訟法（民事法）

以下の各間に答えなさい。

1. 原告Xは、被告Yを相手取り、X・Y間の売買契約に基づき、骨董品の売買代金 500 万円の支払を求めて訴えを提起した。裁判所は、審理の中で、この骨董品売買について、Xの側に詐欺的な言動があったことを認識しており、何度もYに対して求証明を試みた。しかし、Yは、裁判所の真意を受け取ることができないまま、売買契約につき取消権を行使しなかった。その結果、裁判所は、Xの主張に従い、請求の全部を認容した。その後、この判決は確定した。

ところが、判決確定後、Yは、取消権行使が可能であったことに気がついた。そこで、Yは、弁護士Aを訴訟代理人として新たに選任し、本件代金債務の不存在確認訴訟を提起する予定である。このとき、Yが主張する、詐欺に基づく取消権行使は、この訴訟において許されるか。理由を付して答えなさい。

2. 原告Xは、被告Yを相手取り、建物所有のためYに賃貸しているX所有の土地甲につき、本件賃貸借契約の終了を理由として、Y所有の建物を収去し、土地甲を明け渡せとの判決を求め、建物収去土地明渡請求訴訟を提起した。Yは、Xの主張する正当事由が欠けるとして、これを争った。そして、Yは、Xの正当事由が全くないものと信じており、建物買取請求権は行使しなかった。裁判所は、Xの請求を認容し、この判決は確定した。

この事案において、Yは、後行の訴訟で建物買取請求権を行使することが許されるか（たとえば、請求異議訴訟において、建物買取請求権の行使によって、前訴判決の建物収去土地明渡義務に代わって建物退去土地明渡義務の限度で義務を負うという主張をすることが許されるか）。理由を付して答えなさい。

3. 原告Xは、被告Yを相手取り、建物所有のためYに賃貸しているX所有の土地甲につき、本件賃貸借契約の終了を理由として、Y所有の建物を収去し、土地甲を明け渡せとの判決を求め、建物収去土地明渡請求訴訟を提起した。Yは、Xの主張する正当事由が欠けるとして、これを争った。ところが、Yは、口頭弁論の終結が予定されていた口頭弁論期日において主張を追加し、本件建物につき建物買取請求権を行使するとともに、建物の売買に伴う代金の支払があるまで建物を明け渡さないとする同時履行の抗弁権をも行使するとの意思表示をした。このYの建物買取請求権、及び、同時履行の抗弁権の行使は許されるか。理由を付して答えなさい。